久留米市市民活動保険制度事務要領

(趣旨)

第1条 この事務要領は、市民活動中の賠償事故又は傷害事故の発生に際し、久留米市市民活動保険(以下「本保険」という。)による補償の基準及び事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この事務要領において「市民団体」とは、久留米市内に活動の拠点を置き、5名以上により自主的に組織されているものであって、公益性のある活動を継続的かつ計画的に行うものをいう。ただし、次のいずれかに該当する団体は除く。
 - (1) 政治団体
 - (2) 宗教団体
 - (3) 企業等営利目的の団体
 - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員(暴力団員によ る不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。)と密接な関係を有する団体
 - (5) 同項第1号から第3号に類する団体
- 2 この事務要領において「指導者」とは、市民団体において市民活動の計画立案及び運営 の指導的地位にある者又はこれに準ずる者(市外居住者を含む。)をいう。
- 3 この事務要領において「スタッフ」とは、市民団体の構成員又は指導者の補助員等市民 活動の実施に伴い、その運営に従事する者(市外居住者を含む。)をいう。
- 4 この事務要領において「参加者」とは、市民活動に参加中の者(市外居住者を含む。) をいい、当該活動の観覧者や応援者(スポーツ活動において当該活動に直接起因して傷害 を被った者を除く。)以外の者をいう。
- 5 この事務要領において「市民活動」とは、市、市が出資した法人、市民団体又はこれに 準ずる団体が行う別表第1に掲げる活動であって、市民が本来の職務を離れて自主的に 無報酬(実費弁償を除く。)で参加し、日本国内で行われるもの(政治、宗教又は営利を 目的とする活動、園児・児童・生徒を対象とした学校行事及び救助ボランティア活動等の 危険度が高いものを除く。)をいう。
- 6 この事務要領において「賠償補償対象者」とは、市民団体、市、市が出資した法人若しくはこれに準ずる団体又は市民活動の指導者、スタッフ若しくは参加者をいう。
- 7 この事務要領において「傷害補償対象者」とは、市民活動の指導者、スタッフ又は参加 者をいう。
- 8 この事務要領において「担当課等」とは、市民団体等への補助金等の交付若しくは助言、 指導又はその設立への関与において、当該団体の久留米市担当窓口である所管部局の課 若しくは室又は行政委員会をいう。
- 9 この事務要領において「治療」とは、医師又は柔道整復師による治療をいう。ただし、

補償対象者が医師又は柔道整復師の場合は、当該補償対象者以外の医師又は柔道整復師による治療をいう。

(対象となる事故)

- 第3条 本保険は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 賠償補償対象者が、市民活動中に第三者の生命若しくは身体を害し、又は第三者の 財物を滅失し、き損し、若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担する こと(以下「賠償事故」という。)によって損害を被る場合
 - (2) 傷害補償対象者が市民活動中に発生した偶然の事故(以下「傷害事故」という。)により死亡し、又は負傷した場合であって、別表第3に定める支給事由に該当する場合(免責)
- 第4条 賠償事故のうち、次に掲げる事由に基づくものについては、本保険による補償は適用しない。
 - (1) 賠償補償対象者の故意
 - (2) 戦争(宣戦の有無を問わない。)、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波その他これらに類似する自然変象
 - (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る賠償責任
 - (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - (6) 賠償補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、 その約定によって加重された賠償責任
 - (7) 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
 - (8) 航空機、昇降機、自動車、施設外における船・車両(原動力が専ら人力である場合を除く。)又は動物の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任
 - (9) 第6条の規定による契約に定められた事由
- 2 傷害事故のうち、次に掲げるいずれかに該当する事由に基づくものについては、本保険 による補償は適用しない。
 - (1) 傷害補償対象者若しくはその法定代理人の故意又は重大な過失若しくは法令違反
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事 変又は暴動
 - (3) 地震、噴火又はこれらに随伴して生じた津波
 - (4) 核燃料物質(使用済燃料を含む。)又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
 - (5) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - (6) 傷害補償対象者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又はシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態(無免許運転の場合を含む。)で自動車若しくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - (7) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失
 - (8) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
 - (9) 大気汚染又は水質汚濁等の環境汚染(環境汚染の発生が不測かつ突発的である場合

を除く。)

- (10) けい部症候群(むちうち症)又は腰痛で他覚症状のないもの
- (11) 山岳登はん、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ヨット操縦等の危険な運動による事故
- (12) 第6条の規定による契約に定められた事由

(補償期間)

第5条 本保険の補償期間は、毎年6月1日午後4時から翌年の6月1日午後4時までと する。

(保険契約による制度の保全)

第6条 市は、本保険を保全するための手段として、保険業法(平成7年法律第105号) 第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は 同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人(以下「保険会社」とい う。)との間で保険契約を締結する。

(賠償事故に係る補償金の種類及び限度額)

- 第7条 賠償事故における補償金の種類及び額は、次に掲げる損害又は費用の額に相当する合計額から別表第2の免責金額を減じた額とする。ただし、その額が別表第2に規定する限度額を超える場合は、補償金の額は当該限度額とする。
 - (1) 賠償補償対象者が被害者に支払う損害賠償金(損害賠償金を支払うことにより代位取得するものがある場合は当該相当金額を控除した額)
 - (2) 賠償補償対象者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利を保全し、又は行使する義務を履行するために支出した必要又は有益な費用
 - (3) 賠償補償対象者が損害を防止し、若しくは軽減するため又は必要若しくは有益な手段を講じるために費用を支出した後、損害賠償責任がないことが判明した場合において、当該支出した費用のうち被害者に対する応急手当、護送その他の緊急措置に要したもの及びあらかじめ市長が支出を承認したもの
 - (4) 賠償補償対象者が市長の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に関する費用
- 2 賠償補償対象者が他の賠償責任保険契約等を締結している場合において、本保険を含むそれぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、本保険制度によるてん補責任額に、本保険によるてん補責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た額をてん補するものとする。

(傷害事故に係る補償金の種類及び限度額)

- 第8条 傷害事故において支給されるべき補償金の種類、支給事由及び補償金額は、別表第 3に定めるとおりとする。
- 2 別表第3に掲げる補償金については、傷害補償対象者1名につき、それぞれ支払うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、傷害補償対象者1名ごとに、同一の事故により既に支払った 後遺障害補償金(以下「既払後遺障害補償金」という。)がある場合は、死亡補償金は既

払後遺障害補償金を控除した残額をもって限度とし、また、同一の補償期間内に既払後遺障害補償金がある場合は、後遺障害補償金は既払後遺障害補償金を控除した額とする。 (事故発生報告及び事故通知)

- 第9条 賠償補償対象者又は傷害補償対象者(以下「補償対象者」という。)は、賠償事故 又は傷害事故(同時発生の場合を含む。)が発生したと思われるときは、速やかに市長に 連絡し、市民活動〔賠償〕事故発生報告書(第1号様式)又は市民活動〔傷害〕事故発生 報告書(第2号様式)及びその記載内容を確認できる書類により市長に報告するものとす る。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受け付けたときは、記載されている市民団体、市民活動及び参加者等がこの事務要領に定義されているものかどうかについて調査を行い、保険会社に対し速やかに前項の市民活動〔賠償〕事故発生報告書又は市民活動〔傷害〕事故発生報告書の写し及び結果を記載した市民活動事故通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知を行った後に通知内容と異なる事実が確認されたときは、速やかに 当該通知の変更を行うものとする。

(事務局への報告)

第10条 前条第1項の規定による報告を受けた担当課等は、前条第2項の通知後速やかに市民活動〔賠償〕事故発生報告書又は市民活動〔傷害〕事故発生報告書及び市民活動事故通知書の写しを協働推進部に対し送付するものとする。

(補償金の請求)

- 第11条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停等の法律的な解決を終えた後に、市と保険契約を締結した保険会社に対し、補償金の請求に必要な書類を提出するものとする。
- 2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者(死亡補償にあっては、死亡 した者の法定相続人等)は、別表第3に定める支給事由の充足が確定した後(入院補償金 及び通院補償金にあっては、全ての治療が完了した後)に、市と保険契約を締結した保険 会社に対し、補償金の請求に必要な書類を提出するものとする。

(補償金の支給等に係る手続)

- 第12条 保険会社は、補償金を支払うときは、補償金の請求者が指定する金融機関の口座 にこれを振り込むこととし、当該請求者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に 対してもその旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定による手続きが終了したことにより、市は本保険制度による補償金の支払 を完了するものとする。

(制度の総括)

第13条 協働推進部は、本保険における総括を行う。

(その他)

第14条 この事務要領及び当該契約年度における仕様書に定めのない事項については、 第6条の規定による本保険契約の約款に基づき運用する。 附則

- この事務要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この事務要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年2月20日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年2月17日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年6月1日から施行する。

市民活動の具体例

社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動(ソフトボール・バドミントン・卓球・テニス・水泳・バレーボール・サイクリング・キックベースボール・野球・ボウリング・スキー・オリエンテーリング・ハイキング・サッカー・駅伝大会・歩こう会・ラジオ体操・ゲートボール・マラソン大会・キャンプ・たこあげ大会・身障者スポーツ大会・健康体操)、文化活動(料理・コーラス・コンサート・映画上映・絵画・華道・茶道・吟剣詩舞道・民謡おどり・ダンス・短歌・俳句・盆栽・邦楽・謡曲・演劇・歴史学習・各種学習・講座・社会見学・講演会・講習会・研修会・研究会)等の活動及びこれらのための準備活動
社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動(建物の修理・植樹等の手入れ・清掃・リハビリテーション訓練の手伝い・行事手伝い・習い事指導・慰問・理容・美容・マッサージ・通園の送迎の介助・託児・カウンセリング・点訳・リーディングサービス・手話)、在宅老人・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭・地域文 庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動
地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動(道路・河川・公園・排水溝・その他公共施設の清掃)、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全運動、不法駐車駐輪追放運動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診手伝いなどの地域保健衛生活動、盆踊、町内会まつり、運動会、回覧、掲示板貼り付け、研修会、募金活動、市民まつり、PTA活動等の活動及びこれらのための準備活動
市主催事業等への参加、手伝い	クリーンパートナー、ノーポイ運動、防災訓練、市主催の社会教育講座、講演会、映画会等
その他	上記に類する事業又は活動

別表第2(第7条関係)

賠償責任補償

補償金の種類	支払限度額	免責金額	
	1名あたり限度額	1 億円限度	
身体賠償補償	1事故あたり限度額	1 億円限度	1万円
	(食中毒事故の場合のみ期間中	1億円限度)	
財物賠償補償	1事故あたり限度額	1 億円限度	1 万田
別物賠償佣價	(食中毒事故の場合のみ期間中	1億円限度)	1万円
受託物賠償補償	1事故あたり限度額 1	00万円限度	150
又記物始俱無領	期間中限度額 1	00万円限度	1万円

⁽注) ただし、市がその当事者になった時は、免責金額は0円とする

別表第3(第3条、第8条、第11条関係)

傷害補償

補償金の種類		L D DIG A Jose
(1名あたり)	支給事由	補償金額
死亡補償	傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180	500万円
	日以内に死亡した場合	
後遺障害補償	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故	
	の発生した日から起算して180日以内に傷害保険普通保険	後遺傷害の程度
	約款に掲げる後遺障害を生じた場合 (その期間内に当該後遺障	により、死亡補償
	害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における	補償金の
	医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定さ	3~100%
	れた場合)	
入院補償	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は	入院補償
(手術補償)	業務機能に支障をきたしたため、当該傷害事故の発生日から起	(1日)3000円
	算して180日以内の間に、入院による治療を受けた場合(手	手術補償
	術補償については、当該事故による入院中に、手術を受けたと	入院補償日額の
	き。ただし、1事故につき1回に限る。)	10倍~40倍
通院補償	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は	(1日)2000円
	業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合。	
	ただし、当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内	
	の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とす	
	ప .	

久留米市長 あて

報告者	住所			
	電話	()	
	氏名			

※賠償事故加害者との関係(本人・親権者・相続人・その他)

市民活動〔賠償〕事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、久留米市市民活動保険制度実施事務要領第9条 第1項の規定により、報告します。

	フリガナ 氏名								男	年 ・ 女	月 · (日生
加害者	住所	₹					連絡先()-()-()
	団体名											
	フリガナ 氏名								男	年 ・ 女	月 · (日生
被害者	住所	〒					連絡先()-()-()
	※被害者が未成	戈年の 場	易合は保護	者の	連絡先を記述	載して	ください。					
	フリガナ 氏名						続柄)	連絡先()-() —
活動名					活動内容							
事故発生 日時		年 時	月 分こ	日 ろ	発生場所							
事故発生状況	できるかぎり	詳しく	公記載して	くだる	<u>۲</u> ۲۷°							
疾病名							治療見込 期間	入院見込 通院見込			日 日	
病院名							医師名					
病院住所	₹					1	連絡先()-()-()
	団体名											
主催者の 事故証明	代表者職氏名	1								印		
	住所	₹					連絡先()-()-()
事務局 記載欄												

久留米市長 あて

報告者	住所					
	電話	()			
	氏名					

※傷害事故負傷者との関係(本人・親権者・相続人・その他)

市民活動〔傷害〕事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、久留米市市民活動保険制度実施事務要領第9条 第1項の規定により、報告します。

	フリガナ 氏名					男	年 ・ 女	月 ・ (日生
<i>t</i> 2 <i>II</i> 2 dat	住所	₸		連絡先()-()-()
負傷者	団体名								
	※負傷者が未	成年の場合は保護者の	連絡先を記載	載してください。					
	フリガナ 氏名			連絡先()-()	_	
活動名			活動内容						
事故発生 日時		年 月 日 みごろ	発生場所						
事故発生状況		り詳しく記載してくだ	ざい。						
疾病名				治療見込 期間	入院見込 通院見込			日間 日間	
病院名				医師名					
病院住所	₹			連絡先()-()-()
	団体名								
主催者の事故証明	代表者職氏	名					印		
	住所	₹		連絡先()-()-()
事務局記載欄									

(公印省略)第 号年 月 日

御中

久留米市長

市民活動事故通知書

年 月 日付で提出の「市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書」に記載された内容について調査したところ、結果は下記の通りでしたので久留米市市民活動保険制度実施事務要領第9条第2項の規定により通知します。

受付番号	
担当課等名	
事故発生日時	
活動内容	
調査内容	
調査結果	1 久留米市市民活動保険制度における市民団体・活動及び参加者等である。2 久留米市市民活動保険制度における市民団体・活動及び参加者等でない。